

ご存じですか？

②

～ 介護保険の住宅改修費支給制度 ～

心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援や家庭での介護する人の負担を軽減するため小規模な住宅改修をする場合、介護保険からその費用（限度額20万円）の9割相当額が住宅改修費として支給されます。介護保険の認定を受けている人が対象となります。

■支給となる住宅改修

対象となる改修項目	内 容
手摺の取り付け	玄関、廊下、トイレ、浴室などに転倒防止や移動の補助をするため手摺の取り付け
段差の解消	居間、廊下、トイレ、浴室などへの敷居を低くしたりスロープを設置するなど段差を解消
すべり防止等床材の変更	居間を畳敷きからフローリングやビニール系床材などに変更したり浴室の床をすべりにくいものに変更
引き戸などのへの扉の取り替え	開き戸を引き戸や折り戸などに取り替え
洋式便所などへの便器の取り替え	和式便所を洋式便所に取り替えること
その他	

～ 西粟倉村高齢者及び障害者住宅改造助成事業 ～

この事業は、高齢者や重度身体障害者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため住宅を高齢者や身体障害者の居宅に適するよう改造する場合に、その費用の一部を助成するものです。

介護保険の住宅改修費支給とおおむね内容は同じですが、あくまでも介護保険で行う住宅改修を補完（補う）するための助成ですから、高齢者の方は介護保険の認定を受けていることが条件となります。

また、身体障害者の方については、介護保険で定められた介護の必要度と同程度の工事内容が条件となります。

助成額については、介護保険で対象となる費用額（20万円）を超えた部分について、18万円を限度として支給されます。

介護保険の住宅改修とこの助成事業を合わせて受給することは可能です。

◎申請を希望される方や詳しい内容が知りたい方、その他問い合わせについては

『いきいきふれあいセンター内保健福祉課老人福祉係【TEL 79-7100】』

までご連絡下さい。